

産業構造審議会知的財産分科会

第6回不正競争防止小委員会議事録

○諸永室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第6回会合を開催いたします。

　ご多忙中の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

　本日は、田村委員、春田委員がご欠席です。林委員、宮島委員が遅れて到着されるとうご連絡をいただいております。オブザーバーとしまして、個人情報保護委員会、内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省、文化庁にご出席をいただいております。

　それでは、議事の進行を岡村座長、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　座長の岡村でございます。本日もよろしく願いいたします。

　まずは審議に先立ちまして、事務局から本日の資料につきまして、ご確認のほどよろしく願います。

○諸永室長　本日も、ペーパーレスで行わせていただきたいと思います。資料の公開に關しましては、本日、ゲストスピーカーとしてプレゼンテーションをいただきますシップデータセンターの方々の資料は、昨日、ホームページにも公開してあります。ただ、一部、本日投影のみの部分もございますので、そちらは画面をごらんください。もう一つ、D I Cの方からも今日プレゼンテーションをいただきますけれども、事前に資料のアップは行わず、委員の方々には机上に配付させていただいております。傍聴の方々は、画面をごらんいただきます。今日の会議が終わりましたら、その後、ホームページに公表させていただきます。番号なしの資料といたしまして、委員の方々のみ机上配付させていただきますけれども、住友化学様、三井化学様からも意見書という形でいただいたものがございますので、机上に配付させていただいております。今日ご出席の杉村委員から資料の提出をいただいております、そちらは、委員の方々には机上配付させていただいていますし、今日の会議後、ホームページに公表という形にさせていただきたいと思います。

　以上でございます。よろしく願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございました。

　それでは、本日は最初に、経済産業省において推進をされておられる「Connected Industries実現のためのデータ関連制度の整備検討」について、商務情報政策局総務課よりご紹介いただきたいと思います。

渡邊総務課長、お願いいたします。

○渡邊総務課長　ご紹介いただきました渡邊でございます。商務情報政策局はなかなか名前を覚えていただけないのですけれども、いわゆるIT政策ということで、データの利活用ですとかソフトウェアとかコンテンツとか、あるいはハードウェアとかセキュリティーとか、そういったいわゆるIT政策を担当させていただいている局でございます。今日は、データの利活用部分を中心に、現在検討中もしくは進めている政策についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料は、資料ナンバー3というものでございます。これをごらんいただければと思います。表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、最近経済産業省では、Connected Industriesというのを大きな政策の柱として位置づけております。1ページは、これはどういうものかとわかりやすく書いた1枚紙でございますけれども、今後、社会課題ですとか産業競争力の強化に向けて、いろいろな業種、企業、人、データが結びついて、それを例えばAIとかを使って付加価値を高める、こういったことが重要になるだろうということで、これをConnected Industriesと称して、こういった姿を目指していこうというコンセプトでございます。

めくっていただきまして、具体的にどう進めていくかということなのですが、10月2日にConnected Industriesの今後の進め方ということで、東京イニシアティブ2017というのを公表しております。

主に5つの重点分野ということで、重点分野を設定していこうと。自動走行・モビリティですとか、ものづくりですとかプラントとか、そういった5つの分野を設定して進めていきたいと思っています。各分野ごとに、恐らく強調していく領域と企業の競争領域とあると思います。そういったものをうまく見きわめながら、強調領域については標準化を進めながらいく、あるいはデータ連携を進めながらいく。競争領域については、もちろんイノベーティブな取り組みを各企業に進めていただく、そういうことではないかと思いません。

3ページでございますが、そのほかに横断的な取り組みというのがありまして、分野を設定して取り組むだけではなくて、いろいろな横断的な事項ということで、1つは「リア

ルデータの共有・利活用」というふうに書いてございますが、正直申し上げますと、いわゆるSNSとか、ああいう検索データとかパソコン、スマホ上のデータというのは、日本の企業はビッグデータ、なかなか厳しい立場にあるわけでありまして。しかし他方で、例えば自動車とかロボットとか、あるいは健康データとか、いわゆるリアルといったほうがいかもしれませんが、そういう分野ではまだ強みがあるのではないかと。一番最初にそのデータを手に入れるのが日本の企業になるということもあるのではないかと。思いまして、こういうところを重視してやっていきたいということでありまして。

あとは、基盤整備ということで研究開発、人材育成あるいはサイバーセキュリティ、さらには国際的な問題、あるいは逆に地域の問題、こういった問題についても取り組んでいきたいということでございます。

次に、4ページに行ってくださいまして、いずれにしても、これからデータの利活用というのが、企業の競争力ですとかあるいは社会課題の解決に非常に大きな影響を与えるということで、データの流出をいかに円滑に促進していくかということが重要だというふうに考えています。そのためには、円滑に流通するためには、逆にちゃんとした安心して使える環境というのがなければいけないということが基本的なコンセプトでございます。4ページに幾つかの実例が書いてございます。

4ページの左側のほうは、いわゆるB to Bなどの非個人情報領域でありまして、この後ご説明しますけれども、1.のデータ契約ガイドライン、あるいは2.の競争力強化法というのがございます。右のほうに行きまして個人情報のところに行きますと、3.のパーソナルデータのポータビリティ権、EUで今議論されている問題でありますけれども、それから4番目の情報銀行、こういった問題について取り上げていきたいというふうに考えています。

次のページ以降で、1番から6番までについてご説明をいたします。それ以外のものについては、他省庁の領域であったり既に実施中のものというふうに考えています。

まず、5ページでございますが、データの契約ガイドラインということで、ことしの5月にこれを公表しているのですけれども、データについては、それを取得するとき、あるいは保管・管理するとき、利用するとき、誰がそれを管理すると一番効率的なのか、誰

がコストを負担しているのか、誰がそれを利用したら一番いい使い方ができるのか、そういうことを考えながらデータの利用権限というのをあらかじめ契約しておこうと、そういう一つのムーブメントということでございます。

これにつきましては、次のページをごらんいただきまして、今後、人工知能がデータをつくり出したりすることがふえていくだろうと。そうすると、そのデータが仮に事故を起こしてしまったとかというと、どういう責任問題になるのかとか、あるいは人工知能がつくったデータは誰のものなのかとか、そういった議論が当然出てくると思っています。そういうところを議論して、必要に応じて改定をしていきたいと思えますし、このガイドラインは、今いろいろな業種で、製造業とかサービス業とかで使っていただいていますので、そういったベストプラクティスがこれからどんどん多分たまってくると思うのですね。そういうものを、ぜひ附属書のような形でこれに添付をしていきたいということを考えております。

7ページに行きまして、2.でございます。これは今検討中の話でございますけれども、産業競争力強化法の改正というのを検討しております、その中で産業データ共有事業という制度をつくらうというふうに考えているところであります。左下のほうにポンチ絵がついておりますけれども、いろいろなデータ保有事業者からデータを提供してもらって、データ共有事業者がそれを利用したい人に提供していく。簡単に申し上げますとそういうことなのですが、このデータ共有事業者を国が認定をしまして、税制支援とか何らかの支援をしていくと。データ流通を促進していくということでございます。

8ページでございますけれども、データ共有事業のほうは、どちらかというところプロの事業者がデータをハンドリングするということになりますが、一般の例えば製造業とかサービス業の事業者も、企業の中で、あるいはグループ会社と一緒にデータ連携というのをやっていたきたいというように思っております、そちらのほうは「データ連携・高度利活用事業」というふうに8ページのスライドでは書いてございますけれども、これにつきましても国が認定をして、それに対して税制支援をするといったようなことを検討していきたいというふうに考えております。

その次は不正競争防止法の話ですので、後ほどまたご説明があると思いますので飛ばしまして、11ページに行きます。3.でございますけれども、EUで来年の5月から個人データ保護指令が規制に格上げされるということになりまして、個人情報のポータビリティ権というのが設定をされていくということになるかと思いますが、これに対して日本としてはどう考えていくのかというのを、まず産業界を所管しております経産省、総務省でこれを検討していこうということで、専門家の方にご意見を聞きながら検討していきたいということで、この11月から来年3月まで検討をする予定でございます。

12ページでございますけれども、情報銀行の話であります。内閣官房のIT室を中心に、これも総務省と一緒に検討しているところでございます。12ページの左のほうに絵がありますけれども、個人が自分のデータを管理する、いわゆるパーソナルデータストアというものとか、あるいは自分で管理しろといわれてもなかなか難しいところもありますので、少し信託的に誰かに任せるといった感じでの情報銀行、こういったものにつきまして、今、民間の自主認定ガイドラインというのが議論されておりますので、そういったものに協力をしていきたいということでございます。これも来年3月までのスケジュールでやっていく予定でございます。

あと、5.と6.ですけれども、13ページの5.はデータ流通促進ワーキングということで、これは経産省、総務省とそのほかに産学官集まったコンソーシアムをつくってございまして、IoT推進コンソーシアムというものがあるのですけれども、その場においてデータ流通促進ワーキンググループというのを置いております。よく企業の方がいろいろデータを扱ったビジネスをやろうとすると、炎上リスクというのを非常に気にされるということで、なかなかちゅうちょする面があるのかなということで、これはいろいろなユースケースを、例示を挙げて専門家の方で議論をしていただいて、この課題、事業者が抱える課題とか課題のアプローチについて議論をしていただく、そういう取り組みでございまして、この13ページの下のほうに3つほどテーマを書いてありますが、過去にこういったテーマについて扱ってきて、比較的好評でございまして、こういった取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

14ページに行きまして、最後、6.でありますけど、これは4月28日に公表したものでご

ございます。データを活用していこうとするとB to B、B to C、いろいろなデータがあるのですが、どこにどういうデータがあるかということを検索可能な形にして利用していくというのが非常に重要だということで、14ページの左のほうに書いてございますけど、まずデータカタログで検索可能なカタログを整備しましょうと。あるいはデータを公表するだけではなくて、できればAPIを開放していくということが非常に便利なのではないかということで、APIの整備ということで4月28日に公表しているものでございます。

このようにデータの流通を促進するために、ややルールとかガイドラインが多いなという感じはあるかもしれませんが、いろいろと信頼性というかデータを提供する側の信頼感を得ていかないと、なかなか本格的なデータ流通はできないということでこういった取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

ただいまのプレゼンテーションに関する質疑は、この後の事例紹介とあわせて行いたく存じます。

ということで、今のプレゼンテーションに続きまして、今度はデータ利活用に関してのゲストスピーカーによるプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

では、諸永室長、プレゼンテーターのご紹介をお願いいたします。

○諸永室長　冒頭、私からご紹介させていただきます。本日、シップデータセンター・森谷様から、船舶のデータで得られているリアルデータに関して、その収集であるとか分析・加工・提供と、実際に今、データの共有機関として、株式会社という形でつくっているいろいろな会社が集まるようなところでございますので、まさにここで議論させていただいているようなデータのやりとりが出てくると思いますので、本日、プレゼンテーションをお引き受けいただいております。

今日お話しいただく中にも個社が特定されるような部分がございますので、そのようなところに関しては、発言者の方々とご相談させていただきながら、座長の了解をいただきながら、議事録などは修正させていただく場合がございます。そして本日、森谷様とともに弁護士の西田様も、シップデータセンターで活動いただいておりますので、ご同席いただいております。

それでは、森谷さん、よろしく申し上げます。

○森谷氏 シップデータセンターの森谷と申します。本日は、このような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。よろしく申し上げます。早速始めます。

シップデータセンター、余り聞きなれないと思うのですが、実は一般社団法人日本海事協会の100%出資子会社でございます、社員は全員兼任です。日本海事協会というのは何をやっている会社かということなのですが、国際商船、船の検査をやっている団体ということで、顧客としては、造船所とか船に納める機器を売っている船用工業といわれる方だとか海運会社です。こういったところに船の検査のサービスを提供しています。

どういう目的でつくったかというのは、まさしく船舶から発生するデータを利用者に流通させようということを目的につくった会社でございます。もう2年前からつくっていますが、なかなかルールづくりだとかも含めて苦労しているところでございまして、経産省さんですとか国交省さんのアドバイスをいただきながら今進めております。

少し宣伝をさせていただきますと、私たち船の業界というのは世界単一マーケットなのですが、船の検査の業界でいきますと大体20%ぐらいのシェアでございまして、ドイツとノルウェーの船の検査の団体があるのですが、そこに次いで世界的には2位ということでございます。とはいえ、左下にあるように船の建造というのは年々今シュリンクしておりますが、営業的にも頑張ってシェアを維持しているという業界でございます。

私たちは船の検査の団体でございますので、船員を含めた人命の安全、船及び荷物の財産の安全及び海洋環境の保全を目的として活動しておりますが、国際的にもグローバル化というのを進めております。私どもに登録している船のうち、大体45%は日本のお客様で構成されていますが、55%は海外です。こういうデータの利活用を通して日本の産業界が元気になることというのが、私たちの事業にも返ってくるというふうに考えております。当然世界的な要請に対応するために、検査の拠点を世界的に展開していったり、船の検査というのは登録した国から代行権限をもらいながらやっていくのですが、111カ国からの代行権限をいただきながら事業を進めております。

少し当事者意識をもっていただくために、どんな業界かというのを簡単にお話しさせていただきますと、船というのは、今、世界で大きなものでいきますと400メートルぐらい

の船を浮かべています。これは、大和よりも大きくて東京タワーよりも大きい鉄の構造物が海の上に浮かんでいるのです。耐用年数も20年以上動きますので、中に搭載されている機器というのは、必然的に交換しながら維持されていくというようなものでございます。生産方式も違いまして、車ですとか家電のように大量生産で仕様が統一されているものではなくて、基本的に一品一様、同じ船の形であっても、エンジンが違ふとか発電機が違ふだとかということも発生しています。データ利活用に必要になる名称の統一ですとか仕様だとかということも、むちゃくちゃな状況だったのです。

私たちは、そういうデータを効率的に使うために標準化等を進めているのですが、どんなデータがあるのかというのを少し紹介させていただきますと、基本的には世界標準時間に合わせた日時と船の位置、船の速さだとか船が動いている方向、こういうものに加えて燃費のデータだとか、エンジンがどう回転しているか、温度がどうだ、圧力がどうだ。これは船の安全にかかわるデータなのですけれども、こういったものが船の中では毎秒だとか毎分だとかという単位で取得されていますが、太平洋の真ん中からデータを無線で飛ばすというのはなかなか難しく、衛星経由になりますので通信費用というのは物すごく高額です。とはいえ、究極のB to Bの世界で国際商船は動いていますので、データをどうやって送るかということも非常に課題としてあります。

とはいえ、船の中もいろいろなモニタリングシステムというのが搭載されています。基本的には、燃費を削減するようなウェザールーティングというような仕組みだとかエンジンルーム。船はプラントを積んで動いているようなものですから、効率的に安全に動いているかというような機関室のコンディションモニタリングというのがいろいろな会社から提供されているのですけれども、船という特殊性もあって、船でデータを集めるための収集装置は、ソフトウェアを提供する会社が提供されてきました。当然船の中で集めるサーバー及び船陸通信を通して陸上に送られるサーバーということも、このソフトウェア会社が提供したものなのです。そうすると、ソフト会社のベンダーロックインというのがありまして、横串でデータがみられないだとか、データがあってもそれ以外の人に出ないというのが、いわゆるクローズドプラットフォームということで課題となっていました。ベストプラクティスのようないいソフトウェアが出て、なかなか乗りかえが困難だといわれるようなのが現状でございます。

私たちが取り組んでいるオープンプラットフォームが目指す姿というのは、いわゆる分業体制です。船上でデータを集める装置やサービスが得意な人は、ここに特化していただくのではないかと。船の上のサーバー、陸上データセンターというのは私どもシップデータセンターが名乗りを上げているのですが、こうすることによって、解析に特化した天才的な人が簡単にソフトウェアを提供するということが可能になってくるわけです。そうすると、陸上で起こっているようなイノベーションが私たち海事産業にも適用されて、業界の発展につながるということでございます。はたまた、この流通過程で発生するデータというのは、メーカーサイド、船をつくったり機器をつくられたりする方々にとっては宝の山なのですね。これを流通させようというのが私どもの取り組みでございます。

これを分業体制で関係者を定義づけたのが、こちらのInternet of Ships Open Platformなのですが、これは造語でございまして、もののI o Tだったら、私たちは船のI o TだろうということでInternet of Ships、I o Sなどと呼んだりしていますが、これはデータ収集ですとか保管プロセスをオープンプラットフォーム化して、関係者が先ほど申し上げたように得意分野に特化すること、これによってサービスの競争を促してデータの利活用を促進していくということでございます。基本的には、船のセンサーや機器からデータが来て、船の船上サーバーというところにデータが集約されて、船陸通信を通して私ども陸上のデータセンターにデータが収集されて、それがソフトウェアさんに配分されて、ソフトを利用する人がアプリケーションを通して利用するというのがメインストリームです。この流通過程の中で蓄積されたデータを、それぞれデータを買いたい人、私たちの中ではデータバイヤーみたいな言い方をしていますけれども、こちらに提供していくというのが基本スキームです。

こういうスキームなのですが、私ども業界団体を通じて、かなり前からこういった取り組みを進めています。スタートするのは2012年の12月から、船の中の船上サーバーの仕様を標準化しようではないかという話ですとか、船の機器につけられている名称を統一しようではないかというのを5年がかりでやっけていまして、来年、ようやくISO化できる予定になっています。

こういう技術的な検証を進めてきたわけなのですが、あとは業界関係者とこの標準を使っていくというコンセンサスづくり。これは技術的なものと法務面とがありまして、

これはことし4月に入りましてから3回ぐらい、200人ぐらいの関係者が集まった上でコンセンサスづくりをしてきました。これは何のコンセンサスかという、メインはルールづくりです。ルールが必要かどうかという話、及びそのルールのベースとなる技術はどうか、法的論点はどうか。B to Bの世界でいくと、2年でやめたなんてできないですから、事業を継続させるためにどんな機能が必要なのだと、こういうのを議論してまいりました。

今まさに年末にかけてやっていますのが、具体的なデータ流通に係るルールづくりでございまして。これは、今日サポートしていただいている弁護士さんのお金だとか会議室を借りるだとか、そういったものをみんなで公平に分担しようということで、有償でやっております。これは後ほどお話しします。

IoS-OP推進協議会と略称で呼ばさせていただきますが、年末にかけてルールづくりをやっている目的なのですが、端的にいうと、やる気のあるデータ提供者、やる気のあるデータ利用者がルールを整備していこうではないかと、こういうこととございまして。データ提供者のニーズというのは、先ほど経済産業省さんからも話がありましたとおりで、安心・安全なのですね。具体的に、データ提供をして自分の会社の不利益になると、こんなのだらデータ提供やりたくないよねという話ですとか、なぜデータ提供するのだ、それはお金に変わるのか、そもそもどんなメリットがあるのだということとか、私たちの業界は船という特殊性もあるかもわからぬですけど、非常に業界は仲がよくて、こういうことをやることで業界の秩序というか仲間がけんかし合わないかという話ですとか、あとは、価値あるイノベーションは本当にそうすべきなのか、こういうようなニーズがあります。

データ利用者のニーズというのはいっぱいありまして、実際の稼働状況を把握することで自社の業務に生かしたいという話とか、一部造船所だとかやられる会社があるのでありますが、自分がそういう船からデータをとってきて、仕組みをつくって、受けて解析するところまでやろうとするとなかなか手が出せないという話ですとか、センサーが欠落していたらどうするのだという話だとか、データのひもづけが間違えていたらどうするのだ、そもそもデータが飛んでこなかったらどうするのだというのを、私たちデータ品質という呼び方をしているのですが、これが確保されてなかったらどうするのだという話で

すとか、あとは投資対効果ですね。船をつくるのにフィードバックされるデータと、例えば船の中にあるようなポンプに対するデータの利活用、投資対効果というのは必然的に違うわけで、そのコスト負担をどうしていくのだ、こんな話があるわけでございます。

私たちの会合の目的というのは、データは誰のものから始まりまして、どんな目的であれば利用できるのか、誰が利用できるのか、どんな範囲のデータが利用できるのか、どんな品質のデータなのだ、どんな費用で利用できるのか、これを議論しているまさに真っ直中にあるわけでございます。

ここからが今日の本質的な話だと思いますが、通常、産業データは出さない、出てこないというのが現状認識だと思います。一方、利用者の方々はまさにこれが欲しいわけで、自社製品を改善するためにはどんな使い方をされているのだ。実際の稼働状況があれば、メンテナンスパーツが売れるだとか、アフターサービスの改善につなげられるだとか、いわゆるリアルデータというのは宝の山なのですね。ただ、データ取得するには、大手企業さんからデータ利活用の合意をもらうだとか、データ収集スキームを確保するだとかというのは、コスト負担、人的負担が非常に大きくて、こういうのは一部の大企業を除いて中小企業では実現するのは実質困難であったというのが現状でございます。

一方、リアルデータというのは、さっきの安心・安全以外の話でも、データ提供者についてはニーズがあります。本業を脅かさないというのは安心・安全ですね。競合他社には提供されないとか、利用目的が守られるとか、二次利用に制限があるだとか、不正に第三者提供されないという話があるかと思えます。

あとは、データ提供をして何がよくなるのだ、お金になるのか、より効果的な利用ができるのか、よい製品やサービスが提供されるようになるのか、こういうことでございまして、保有者にデータを提供していただくにはあくまで相対の契約がベースにあるというのは理解をしておりますし、抑止力として損害賠償金額というのを大きく設定するということは考えられると思うのですけれども、それだけでは不十分というふうに考えられるデータ保有者が多いというのは、私どもが取り組んできた肌感覚でございます。今回議論されているような、法律に規制があることでデータ不正利用に対する抑止効果というのが期待できるならば、よりデータ保有者がデータ提供するモチベーションというのは高まるというふうに考えております。

具体的な懸念なのですけれども、これは現シーンという形になろうかと思うのですが、左側が現状で、データ保有者は一部契約ベースで、合意できる人に対してNDAなどを結んで情報を提供する。それは営業秘密に当たりますので、このデータ提供者が流出させた場合には、一定の法的な差しとめ請求だとかという契約が成り立つということですが、私どものようなデータ共有機関が預かったものについては、私どもの規約に基づく承諾をした方に対してデータが流れていくことになるわけなのですけれども、承諾した人から第三者に流れていく、はたまた流れた第三者から転々とデータが流通されるというような懸念があるわけですが。ここについては、第三者については私ども直接の契約関係にあるわけですが、実際にそれを押さえにいけるのかという法的根拠がないわけですが。

一方、これをいかに歯どめするかというのは、データ保有者からデータを提供いただく上でポイントでございまして、規約の規定に加えて差しとめ請求が認められるというようなことが実現できるならば、より抑止力が働いてデータ共有機関にデータを提供するという安心感になり、モチベーションにつながるかなというふうに考えております。

ということで、私どもの取り組みの事例紹介として発表させていただきました。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、この後意見の紹介をさせていただいて、今のプレゼンテーションに対する質疑をまとめて行いたいと思います。

本日は、データ利活用促進に向けた制度につきましてご意見をいただいております。諸永室長からご説明をよろしく願いいたします。

○諸永室長　ありがとうございます。

続きまして、D I C株式会社様、三井化学様、住友化学様より意見書をちょうだいしておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。

まず初めに、D I C株式会社様よりご意見をご紹介させていただきたいと思います。現在、化学業界では、毒性の予測などを含めまして各社がデータを出し合いながら、共有されたデータを用いてA Iを開発していく取り組みなども進められているところでございますので、まさにその中に参画されているD I C様より、いろいろなご意見をいただきたいと思います。

それでは、山口様、よろしくお願ひいたします。

○山口氏　D I C株式会社の山口と申します。座って話させていただきます。

本日は、このようなお時間をいただきましてありがとうございます。D I C株式会社は知らない方がいらっしゃるかもしれませんが、印刷インキとか新聞インキとかをつくっている会社として、インキ業界では一応世界ではトップの会社になります。日本では化学業界に入るわけなのですけれども、最近、化学業界では、国家プロジェクトでありますA Iを用いた化学物質の共同予測手法の開発などへのデータ提供を初めとして、特に海外、E Uとかでは売買の対象になっているようなデータを無償で出し合って、業界のみならず持続可能な社会の発展とか安全な社会の実現に寄与するための活動に参画しようとしています。

そういった中で、今回、全く予想外というか想定外の情報が入ってまいりました。それは、まさに本委員会で議論されている内容になると思うのですが、これら提出したデータが不正に拡散していることが判明しても、押さえるすべが、規制がないという事実がわかったということで、今回意見を出ささせていただいたということになります。

お手元にございます意見書、前にありますけれども、こちらのほうをみていただきたいと思ひます。当社を含みます我が国の化学企業は、さまざまな化学物質に関するいろいろな特性情報をもっております。それらの特性情報は、例えばビッグデータのA I解析による毒性予測システムの構築のような持続可能な発展に関するプログラムに大いに寄与し得る大変貴重なものも数多く含まれております。

それらの特性情報は、社会的な価値が高いということと同時に、我々は情報を得るために多大な投資を行ってきて、我々にとっても非常に貴重な財産なのです。万一その財産が不正取得・不正使用されるようなことがありますと、データの複製が容易ですぐに拡散してしまいますので、我々情報提供者のこうむる被害が甚大であるばかりではなくて、損害が株主を初めとする広範囲なステークホルダーに及ぶということも認識をしていただく必要があるかなというふうに思ひます。

であるにもかかわらず、一度、複数社がデータを持ち寄って構築する毒性予測システムのプログラムへの特性情報を提供するや、その特性情報が不正な手段で外部に取得・使用されてしまうようなリスクがあるというばかりではなくて、今回の現行法のもとでは、ポツのところになりますけれども、直接の情報受領者から第三者への不正提供があったとし

ても、情報提供者・我々には契約責任を問える対象が直接の情報受領者のみに限定されて、不正提供を受けた第三者までは及ばない。また、不正取得情報の不正使用や不正提供を差しとめる請求権が情報提供者にはないといったような、我々にとって看過できない状況であるということが今回わかりました。

これでは、提供したデータを委託して加工する場合にも、契約だけでは不正な意図をもった行為者に対しては十分な抑止力が働かず、安心してデータを預けることができないということになります。我々といたしましては、特性情報に暗号化の措置を施したり、契約を締結する際にその内容を詳細に取り決めたりして、不正取得リスクや不正使用リスク、不正提供リスクの低減に努めるのはもちろんですけれども、その効果にはおのずと限界があるというふうにも感じておりますので、現行法下では、そのリスクが許容できる水準にまで達していないというふうを考えざるを得ないというふうに思います。

そのような状況では、自分たちのみならず株主等の受ける損害リスクまで考慮しなければいけない我々の立場からは、毒性予測システムなどのプログラムに貢献し得る特性情報をもちながらも、余りにもリスクの高さゆえに、情報の提供を間違いなくちゅうちょする、データを提供する気持ちが萎縮するというふうになるかと思えます。このちゅうちょによって、社会の発展が妨げられるばかりか、情報提供者自身の社会的貢献の機会も摘まれてしまうということを考えると、社会にとっても我々にとっても情報提供者にとっても不幸なことといわざるを得ないと思えます。

以上の状況に鑑み、特性情報の不正取得、不正使用、不正提供並びに流通データの拡散防止に対して、刑事罰を含めた抑止力ある法整備を適切に行っていただいて、情報提供者が憂いなく特性情報を提供し、もって持続可能な社会の発展を追求できる環境を整えていただきたいというふうに、ここに要望いたします。

意見書は以上ということになりますけれども、我々同じ工業界の仲間も、今日意見を出しているようです。原データをもっている我々化学メーカーにとっては、今後どうなっていくかということで、本委員会の方向性を注視させていただいているというような感じに現在のところはなっております。

意見としては以上になります。

○諸永室長　　ありがとうございました。

今、化学業界の中でお話しされているところでしたけれども、同様の意見を三井化学様、住友化学様よりいただいておりますので、はしよりながらではございますけれども、ご紹介

介させていただきたいと思えます。

まず、三井化学様からいただいているご意見でございます。「化学物質の安全性データを取得し、そのリスクを評価するための情報を収集することに莫大なコストと時間を費やしており、これらのデータは企業の財産ともいえます。あわせてこれらのデータを国に申請・提供することにより、行政が広く国民の安全を担保することに貢献してまいりました。」

「これらの取り組みにおける最大の懸念事項は、蓄積された電子データの不正取得、不正使用及び転々流通への対策にあります。特に、毒性予測システムの開発においては、たとえば、以下のような不正行為が規制されず、データの不正な使用や転々流通を止められなければ、データ提供者となった企業が多大なコストと労力をかけ蓄積してきた成果がフリーライドされることとなるため、データを共有・提供すること自体に慎重にならざるをえません。」といったご意見をいただいております。

そして、差し止めができないという旨であるとか、契約責任が結んだ当事者とししか行えないであるとか、さらに転々流通に対して差し止めができるようにといったお話とともに、最後の結びでございますけれども、「こうした状況を踏まえ、データの不正な転々流通に対する抑止力を高め、企業が安心してデータを出し合えるよう、性悪説に基づくデータ流通秩序の適正な整備をお願いいたします。」というご意見をいただいております。

続きまして、住友化学様からいただいているご意見のご紹介でございます。前提の部分は、先ほどのD I C様、三井化学様と同様でございます。

「公的機関における蓄積情報の活用のみならず、企業に蓄積された化学物質の特性、ハザード情報など安全性にかかる情報を共有し合い、集積したビッグデータをA Iで解析することで、はじめて、化学物質のハザードの予測精度を高めることができ、動物実験の削減、開発期間の短縮を通じて、結果的に化学産業の発展のみならず、使用する国民の安全性の確保に繋がるものと考えます。」

「昨今、各種データ・情報は容易にコピー、流出しやすいことは自明であり、コピーされた情報は複製者の手元にも残るといった性質から、転々流通の被害が拡大しやすいという懸念があり、このような視点に基づき、企業が安心して上記プロジェクトなどに必要な情報を安心して提供できるように、提供したデータの不正取得や流通の防止措置を講ずる必

要があると考えます。

今般、不正競争防止法改正にあたり、化学品管理における視点で、企業が、今回のA Iプロジェクトのように、特定の者で共有し、特定の目的でのみ使用することができるデータとして提供した情報においては、安心してデータをやり取りできるように、情報が流出しないような管理の確保、および、流出した場合の対策として、不正に入手した情報の利用における損害賠償請求や差しとめ請求ができるような仕組みを講じていただきますようよろしくお願いいたします。」というご意見でございます。

そして、日化協の方々などのご紹介でご意見いただいている中とまさに同様のご意見を、本日はお名前だけというお約束でいただいておりますけれども、花王株式会社様、三菱ケミカル株式会社様、ライオン株式会社様、3社様からもいただいております。私のほうからご紹介させていただきました。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいままでにいただきましたプレゼンテーション及びご紹介のあった意見書につきまして質疑を行いたいと思います。ご質問がございましたら、名札のほうをお立ていただきますようお願い申し上げます。

では、野口委員、長澤委員の順番でお願いいたします。

○野口委員 ありがとうございます。

D I C株式会社様にこの毒性データについてお聞きしたいのですが、恐らくこれは、幾つか限られた会社様のほうでいわゆるコンソーシアムのようなものを作り、化学物質についての情報を出し合って、よい予測システムをつくろうと、そういうある意味でクローズドな取り組みと理解してよろしいでしょうか。

○山口氏 基本的にはそういうことです。

○野口委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 では、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 D I Cさんもそうですし、発表された方の中で、今のデータの類型の中でいわゆる営業秘密として守れないものというものは、例えばどういうものがあるというふうにお考えでしょうか。

○岡村委員長 いかがでしょうか。

○西田氏 私、シップデータセンターの法務面を担当しております西田と申します。

私どものほうでは、あくまでもシップデータセンターはデータ流通のためのプラットフォームですので、一定の条件を満たした参加者の方には、要望するデータを提供するという仕組みを想定しております。ですので、そもそも営業秘密としてクローズドな方にしか提供しないという枠組みではない、いわゆるオープンプラットフォームを想定していますので、そのような状況下においては営業秘密に該当しないケースが多いであろうというふうに考えております。

○長澤委員　　ありがとうございました。よくわかりました。

○山口氏　　化学業界のほうですけど、営業秘密というところがちょっと難しいのですけれども、我々のほうといたしましては、最終的な有害性のデータですとか物性のデータというのはいまもう公開しています。また、それを取るためにどういった方法で行なったとか、そういったローデータを今回の場合は持ち寄った上でシステムを構築していくと。最終データだけでは何もできないのですね。ですので、そういったローデータを集めていった中でいろいろな議論がされていくということなので、営業秘密に該当するかどうかというのは、すみません、私、専門性からちょっと外れているのでわからないのですけれども、そういったところです。

○岡村委員長　　長澤委員、よろしいでしょうか。

では、池村委員、お願いします。

○池村委員　　ありがとうございます。

まず、事務局に質問します。先ほど何社かから同様の意見が出されているということでしたが、全て毒性評価、つまり、今プレゼンいただいたデータシステムにかかわっておられる会社から出されている。つまり1つの団体からの意見であるということでしょうかというのがまず1つ目です。

また2つ目の質問ですが、これはDIC様にお聞きしたいのですが、先ほど長澤委員からご質問いただいた件、もう少し詳しく聞かせていただきたいのですけれども、ローデータも含めて共有されている、そして、それらをまとめたデータベースのようなものが最終的な成果物になっていくかと思うのですけれども、ここで守りたいものが何なのか。本当に守りたいものであれば営業秘密として守るというようなことも考えられるかと思うのですけれども、逆にいうと、広く流布させたいとか、一般に活用していただきたいというものは、かなりオープンなものとして考えて出されるかと思うのですけれども、そのあたり、もう少しご説明いただければと思います。

○岡村委員長　　今、2点ご質問があったと思うのですが、1点目は事務局で、2点目はプレゼンターのD I C様。

○諸永室長　　1点目、私からお答えいたします。この審議会の傍聴などに来られている関係で、化学業界の方から詳しく説明を求められた機会がございました。その中でご説明などをする中で、団体として意見をとりまとめるほどのお時間はなかったのですが、その中の意見を個社名で出していただけるというのでできたのが今回ご紹介している会社になりますので、同じプロジェクトというか同じ座敷で我々がご説明させていただいたメンバーではあるのですが、そこの工業界としてまとめるほどの時間がなかったといったところで個社の名前で出ているといったものです。

○岡村委員長　　毒性データに限定したものではありませんね。

○諸永室長　　毒性データのプロジェクトに参加している企業への説明ではあるのですが、それに限った話ではない。

○岡村委員長　　では、2点目お願いします。

○山口氏　　ちょっと専門外なので、的を外れていたらご指摘ください。営業秘密というのがどこまでが営業秘密なのかという定義は私にはよくわからないので、ご質問そのものがちょっと理解できない部分がまずあることをご認識いただいた上で聞いていただければと思います。

我々、世の中に出すデータとして、例えば最終的な有害性データ、先ほども話させていただきましたように、出して行って、それは世の中のための役に立つようにしておりますし、皆さんの安全とかも考えて、我々自身の安全も含めてですけれども、そういうのは出して行っています。ただ、営業秘密だとは思っておりませんし、それは出します。

ただ、そこをとるに当たってのノウハウであるとかという部分、そういった部分というのは当然秘密にしておく。他社と違うとり方をする場合もあるでしょうし、新しい手法を開発する場合もございます。今回、一つのあるところに提出したものがほかのところに流れていったときに、どういったデメリットがあるかという部分をご質問されたのですかね、どういうところに使われるかという話なのですかね。例えばローデータとかが不正な状態で出て行って、それが第三の会社に行ったときに、それを使って似たような予測システムを仮につくったとします。中途半端なものを勝手につくられたりとか、あるいは安くつくられてみんなに逆に迷惑をかけるようなものだとか、いろいろなそういったことにもなると思いますし、その大もとで使われたのが我々のデータであるということをもしいわれた

場合には、我々としてもちょっと問題があるかなというのもあります。ちょっと聞かれていますことがよくわからないので、回答になっているかわからないですけど。

○岡村委員長 シップデータセンターさんからは、何か今補足はありますか。

○森谷氏 ございません。

○岡村委員長 池村委員、いかがでしょうか。

○池村委員 ありがとうございます。確認したかったことをお聞かせ頂きましたので、そこを少し説明させていただきたいと思うのですけれども、ローデータそのものとかデータのとり方、あるいはそのノウハウとか、そういったものについては会社独自の守りたいという部分があるかと思えますので、そういうところは営業秘密として保護し、コンソーシアム等でプロジェクトとして共有すべきデータベースのようなものはそういう営業秘密として保護できることを隠して、オープンにすべきところを共有されるのではないのかなと思った次第です。ですから、本当に守りたいところは何なのでしょう。本当に守りたいところは営業秘密として守ることができるのではないのでしょうかという質問でした。

○木村審議官 今日ゲストスピーカーで来ていただいている方は、リーガルな点は少し自信をもってお答えになれないということですので、後ほど、私ども事務局のほうできちんとコミュニケーションをとらせていただきまして、今の池村先生の件については補足説明をさせていただきたいと思えますので、とりあえずそういう形でこの場はおさめさせていただければと思いますが、よろしいですか。

○池村委員 はい。

○岡村委員長 では、そういう形でお願いするとしまして、次に水越委員、お願いします。

○水越委員 今の点にも関連して、シップデータセンターさんにお聞きしたいのですけれども、資料の13ページ目で、恐らく将来のオープンプラットフォームのところでShip DC利用規約承諾者というものは、先ほどの利用規約に合意すれば誰でも入れるというような仕組みかなというふうに思うのですけれども。この立てつけとしましては、まず1点目として、規約に承諾して入る方たちは有償でデータを得るというような仕組みを念頭に置いておられるのかというのが1点目の質問です。

2点目に、データ保有者が出した場合に得るメリットというのは、先ほどのサービスが拡充したり、自分たちの……

○岡村委員長　水越委員、ちょっと1点ずつ行きませんか。

○水越委員　わかりました。すみません。

○西田氏　まず1点目につきましては、有償を予定しております。ただ、金額、価額の設定については、森谷様からご説明いただいたように、まさに今審議中でございます。

○岡村委員長　では、続きのご質問を。

○水越委員　わかりました。では、2点目ですけれども、データ保有者がこのデータを出すことによって得られるメリットとしては、サービスが充実するとか業界全体が発展するとかということだけなのか、何か経済的なものがあるのかという点も、もしよろしければ教えていただけますでしょうか。

○森谷氏　データをとるにもお金がかかっているの、利用者が得られるベネフィットがあるならば、当然対価性というか、データを売る、データを買うということが想定されます。

○水越委員　ありがとうございます。

○岡村委員長　野口委員、お願いします。

○野口委員　事実確認をもう一つさせていただいて、D I C様にお尋ねをしたいのですが、先ほどローデータを持ち寄るといってお話をお伺いさせていただいて、大変皆さん緊張感があるといえますか、ふだんは出さないデータを持ち寄っているというお話だったと思うのですが、これはビッグデータのA I解析で予測システムを構築するという事で、最終的にプロジェクトが終わった後に外に公開する成果物としては、A Iの予測モデルのみを想定されているという理解でよろしいでしょうか。

○山口氏　そうですね。1点、何か勘違いがあるのではないかと思いますので、1点だけ説明させてください。まず、コンソーシアムを組んでみんなデータを持ち寄るといいますが、我々企業が、そこでそのデータをみてつくるわけではありません。大学の先生ですとかそういうところにつくっていただくものであり、あるいはメーカーさん、我々化学メーカーがお互いのローデータを見合うということ自体はいたしません。なので、さっきの営業秘密の話も、いわれていることがよくわからないのですが、そういう感じです。

○野口委員　ありがとうございました。

○岡村委員長　では、次の論点もありますので、最後に、渡邊課長のほうからお話があるということでございますので。

○渡邊総務課長　　ちょっと補足で。私、先ほど産業データ共有事業の認定制度のご説明をしたのですが、実際具体的な事例を挙げなかったのもちょっとわかりにくかったかもしれないのですが、シップデータさんのやられている事例はすごくいい事例になるのではないかとこのように期待をしております。

それ以外でいうと、例えば工場のプラントの保安・補修データ、点検データみたいなもの、これは確かに各企業にとっては非常に重要な秘密かもしれないのですが、もしかすると、ある程度いろいろな人が同業者同士で共有して分析したほうが、明らかに点検のレベルが上がったり安全性が上がるといえるところがあるので、やったらいいのではないかなというふうに思っています。もちろん程度問題とかあるかもしれませんが、やはり共有が必要なのではないかとこのように思います。

国民の側からみてもそうだとこのように思いますし、あるいは最近話題の自動走行とかも、地図のデータとか地図の上にある建造物のデータみたいなものがあるのですが、各自動車メーカーでそれぞれ取得するというところに今はなるのかもしれませんが、これをだんだん共有して、ある種のコストシェアみたいなことというのはやっていったらいいのではないかとこのことです。ただ、シェアしたものを誰でも使っていいよというふうにするのと、データをとるときにそれなりにお金もかかっていると思いますので、どこまでそれを、例えばドライバーまでは認めるのかとか、本当に第三者とかそういうところまで認めるのかとか、そういう議論はあるのかなというふうに思いますし、もちろん有償にするのか無償にするのかとか、そういう議論ももちろんあるのだらうと思います。

いずれにしても、そういうデータ共有事業というのをぜひ振興していきたいというふうに思っているところでもありますけれども、そうなりますと、データを利用するためにはまずデータを集めなければいけないので、提供者側が安心してそのデータを出せるような環境整備を進めていただきたいと思っております、そういう意味では今回のこの不競争法の改正というのは、その環境整備の一環だとこのように期待をしております。

あと、当然これはデータを提供する側、利用する側とか、大企業、中小企業、いろいろな方がいるので、いろいろなご意見はあろうかと思っておりますけれども、ぜひ提供者と利用者の双方をみて、バランスのとれた制度設計というのをやっていくことが重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

まだ質問おありかもしれませんが、時間的な関係もございますので、続きまして、中間とりまとめに向けた論点の整理につきまして、事務局資料の説明に移りたいと存じます。

では、諸永室長、お願いします。

○諸永室長　ありがとうございました。まず、プレゼンターの方々、渡邊課長、ありがとうございました。

今ご紹介いただきましたけれども、議論を今まで重ねてきたところでございますけど、今までいただいたご意見などを踏まえまして、中間とりまとめに向けた前段階といったところで、今までいただいたご意見とそれに伴う事務局案の変更などをご紹介したいと思っております。

まず、資料5-1、5-2でご紹介したいと思います。1枚めくってください。

まず、5-1の資料に基づきながらご説明してまいりますけれども、今までご説明した部分のとりまとめになりますので、趣旨の部分からいきたいと思います。まず、改正の趣旨、こちらはまさに今商務情報政策局からも、データが企業の競争力の源泉といったところでは、データの安全・安心な流通が妨げられるところで不正利用の懸念が高まっているとご説明いただきました。それまで行ってきたデータ提供者における投資回収が見込めなくなるといったところに対して、そういうことが行われてしまうとデータの流通が進まなくおそれが、我々の立法の趣旨だと思っています。

そのところに対して、データの創出・収集・分析・管理への投資が適正に今後も行われていくように、データの不正利用、不正流通に対する差し止め請求の法律を今回ご検討いただいているところでございます。その対象で保護の客体、こちらも今までご議論いただいている部分として、技術的な管理が行われていること、そして外部提供を行っていること、有用なデータであることが、我々今までご議論いただけてきた部分です。

右側の部分、論点と挙げさせていただきましたが、今までオープンなデータ、第三者、外部のほかの方々が無条件で無制限で提供しているデータと同じ場合は、今回の客体から外すべきではないか、もしくは、壁を破っているのだから、それは壁を破る行為が悪質なのだから、それは含めるべきなのだというご議論をこれまでいただけてきたところでございます。

今回の事務局案でございますが、オープンなデータは今回の対象から除くというご提案に切りかえさせていただいた部分でございます。ただ一方で、では、オープンなデータと

同一ってどのようなものなのだというのは多分ご議論あると思いますので、こちらに関しては、後ほどご紹介いたしますけれども、ワーキンググループを今日ご了解いただく形で立ち上げさせていただいて、ワーキンググループなどでもんだ案をまたこちらの審議会のほうにお諮りするということで、制度の運用に当たっての明確化に関しては、引き続きこの場で皆様からガイドラインなどを作成していくところをおつき合いいただければと思っています。

そして一番下に書かせていただきましたけれども、秘密として管理されているものに関して、非公知なデータは引き続き営業秘密として管理し続けるというところは、我々、この法改正とともにPRしていく部分だと思っております。

続きまして、次の2ページ目でございます。行為態様、こちらのほうも、今まで外部者による行為であるとか正当取得者の行為、転得者の行為というふうな3類型に分けてまいりましたけれども、1つずつ整理させていただきたいと思います。

まず、1つ目の外部者による行為。この不正取得の類型に関しまして、民事措置で差し止め請求、損害賠償額の推定や信用回復措置を設けるところはご議論いただいてきたところだと思っています。管理侵害によってデータを取得する行為、管理侵害として保有者の管理を害する行為として、窃盗や建物への不正侵入や不正アクセスであるとか詐欺等の行為、例えばプロテクターが本来かかっているものをかけずにもってこいというような形で取得する詐欺・暴行・脅迫などによって、技術的管理を無効化もしくは迂回するような行為を管理侵害行為といたしまして、そんなところでデータを取得して、その先の使用提供といった行為を規制対象とするといったところをご議論いただいてまいりました。

論点というところに示させていただきましたけれども、刑事措置の導入に関しましてもこの審議会でご議論いただきました、ニーズをいただいていた部分でございます。ただ、刑事罰を入れるべきというニーズもいただく一方で、意見書なども含め委員の方々からも、時期尚早というふうなご意見であるとか、もう少し運用を重ねてからといったご意見をいただきましたので、今回の審議会の結論といたしましては、ニーズ、運用の実態などをみながら引き続き検討していくといったところで、今回の最初に入れる規定からは除くといったところを事務局の案とさせていただきます。ただ、その点に関しまして、前回も近藤委員などからもいただいていますように、これは決して認められる行為でないといったところは付していくことが必要なのではないかと思っています。

その次の類型、正当取得類型と申し上げていた部分でございますけれども、著しい信義

則違反類型で民事訴訟を導入するという点を今回のとりまとめとさせていただきたいと思っています。この第三者提供禁止を契約などで結びながら、その前提でデータを取得したCといった立場の人間が、図利加害目的をもって著しい信義則違反の態様でデータを使用する行為等、そのような行為で提供する行為を規制対象とするというものでございます。

そして、この四角の中の一番下にも書かせていただきましたけれども、法人がこれに当たる場合は、まさにその組織ぐるみでこんな行為を行っているといったところでございます。当然C社の中の心ない従業員がといったところはあると思いますけど、それは個人が問われるところであって、法人としてこれが問われるところは、組織ぐるみで行っているといったご意見などをいただいているところでございます。

右側の論点、こちらのほうも、この場において図利加害という言葉は、すごく範囲が広くみえてしまう部分もあるところがございます。ただ、法律文言といたしましてはかなり厳しい要件になっていますので、より運用において明確化を図るといったところで、こんな事例は当たる、こんな事例は当たらないというところをガイドラインや指針になるべく書いていく作業を行っていきたいと思っていますので、この後お諮りするワーキンググループの中で検討し、明確化を図っていきたいという案にしております。

次のページでございますけれども、転得者についてでございますけれども、データをBやCから提供を受けた方の類型でございます。こちらに関しても、取得の段階で不正が介在したこと、外部者による管理侵害もしくは正規な提供を受けた者からの著しい信義則違反の態様での提供で図利加害目的の提供、こちらの情報を知っていて悪意に基づいて、もしくは悪意または重過失に基づいて取得したデータの使用・提供といった行為を今回の対象とするものでございます。

その下でございますけれども、一方で、取得の段階では全くそのことを知らず、善意の重過失であった場合に関しましては、この審議会でご議論を重ねていただいた部分であると思っています。ですので、適用除外が今回のご提案でございますけれども、使用に関しての適用除外と提供に関しての適用除外で、これまでの事務局の案といたしましては、使用に関して適用除外というところで、提供に関しては、こちらに関しても今日ご議論いただければと思いますけれども、まさに適用除外としても、提供に関しては善意取得者であっても悪意に転じた後はだめというふうな案でこれまでお話しさせていただいたところでございますけれども、これまでのご議論を踏まえまして、提供に関しても適用除外という案に今回切りかえさせていただきました。

その適用除外に当たる部分でございますけれども、これは、D社がその前のBやCから契約などにおいて利用の権原を取得している場合において、その権原の範囲において使うことができるというような、⑦'⑧'の下※でございますけれども、BやCから付与された権原の範囲内での使用・提供を認めるというふうな部分にしております。こちらの部分も、取得の段階でというよりも、悪意に転じる直前まで含むといったところで正当な権原の範囲内にしております。

論点の部分で示させていただいている部分に関しましては、まさに権原の範囲と今申し上げた適用除外の部分に関しては、いろいろなプラクティスがあると思いますので、そんなところを具体的な事例で、ガイドラインなどで示してくださいという意見をいただいておりますので、示していくといったところをご提案させていただきました。

その下でございますけれども、一番下の丸の部分、これまで成果物や営業秘密でいうところの侵害品に当たるようなところで、データ自身ではなくて、データを用いて使った物品であるとか、AIの学習済みモデルであるとか、マニュアルデータベースといった、もともとのデータが認識できないような状態のものであれば、今回のデータの提供には当たらないところとして、成果物に関してデータがわからない場合は今回の対象からは外すという案にさせていただいております。

このようなところを今回の事務局の中間とりまとめで、今までいただいたご意見を反映させるような形で、そしてこの中においては、賛成という意見、反対という意見、数多くいただいている部分あると思いますけれども、こちらが今までのご意見をまとめさせていただいたものでございます。

ポンチ絵といった形で、資料5-2という形で示させていただいております。変更点といたしましては、技術的管理の左側の部分で、オープンデータの部分の無条件・無制限のデータ提供を行っている者がほかにいる場合においては適用から外すとか、D社・転得者に関しての提供の部分に関しても、BやCから付与された権原の範囲内で認めるという適用除外を設けさせている部分でございます。

今、資料の紹介の中で挙げさせていただきましたワーキンググループの設置に関して、今日、ご了解もいただきたいと思っておりますので、資料5-3をごらんください。

今回、法律の条文に関しては、すごく細かい文言までは法律上はなかなか書けないというところがある一方で、運用に当たって、企業の方々が予見可能性を高めていく点で明確化を図ってくださいといったご意見を今までもいただいておりますので、決めていくのは

この審議会で決めていきたいと思っています。ガイドラインなどでございますけれども、そこに諮る素案を、この審議会に上げるための検討を行うワーキンググループを設置させていただきたいと思っています。

検討事項は、もし追加する部分があればその都度どんどん追加していけばいいと思いますけど、今までいただいた部分を整理いたしますと、(1)から(5)だと思っています。まず、正当取得者における凶利加害の目的の具体的な事例などを挙げながら明確化。そして、転得者の部分の取引の権原の範囲や技術的管理を破る行為、管理侵害行為の態様。(4)の部分で、客体の3要件に当たるようなところをより明確化をするところ。(5)の部分が、今回対象として外すと申し上げたところの「オープンなデータと同一の範囲」、こんなところを明確化していくために、ワーキンググループの検討をしていきたいと思っています。

まず、ここでご了解を得たもので法案などを策定していくわけでありましてけれども、それと並行するような形で、このワーキンググループは年内に1回ぐらい開催するような形で、その後も我々、仮に法案といった形でやっていっても、最後、国会での審議がございますので、指針の策定は当然国会での審議も経て、それも踏まえた形だと思っていますけれども、それと並行するような形で、多分当たる・当たらないといったところは、国会で通るといったところも様子をみながら検討を重ねていく必要があると思っていますので、並行して行っていこうと思っています。なので、原案の策定を年内に1回やりつつ、その後、月1回ぐらいのペースで、2回から4回ぐらい、このような検討会を開いていきたいと思っています。ただ、こちらのワーキンググループは事務局とともに動くところがございますので、何か議決をするところはこの場にお諮りしたいと思っていますので、この小委員会の場に報告をさせていただきまして、ガイドラインの策定などを認めていただきたいというふうに思っています。

そして、この資料にはないのですが、ワーキンググループの立ち上げに関しまして、主査として田村委員にお願いをしたいというのが、事務局から今日ご提案させていただく部分でございます。今日、田村先生はいらっしゃらないのですが、田村先生のご了解はいただいておりますので、田村先生に主査をお願いしつつ、委員の方々にも毎回開催の案内は投げさせていただきますので、オブザーバーという形なのか、もしかしたら何人かの方には委員に入ってもらえるかもしれませんが、メンバー構成などに関しまして、今日ご了解いただきましたら、主査の方とご相談させていただきながら進めさせていただきたいと思っていますけれども、必ず委員の方々にはオブザーバーとしてのご案内は

させていただこうと思っております。

私のご説明としては以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

そうしましたら、まず、ワーキンググループをこのとおり設置して、主査を田村委員にお願いすることについて、特にご異論ございませんでしょうか。

○相澤委員　　1点よろしいですか。

○岡村委員長　　はい。

○相澤委員　　小委員会の座長が座長をされないということですので、座長がきちんと意見を把握できるように、よろしくをお願いします。

○岡村委員長　　ありがとうございます。了解いたしました。

では、ワーキンググループの設置及びそれを田村主査にお願いするというご異論がないということで伺いましたので、よろしくお願いたします。

では、続きまして、本日欠席の委員から意見書をいただいておりますので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

○諸永室長　　ありがとうございます。

それでは、参考資料1、2という形でご紹介させていただきます。

まず、今申し上げた田村先生からでございますけれども、意見書をいただいております。読み上げさせていただきます。

「事務局の案に基本的に賛成する。

ただし、転得者が規制される主観的要件に関して、現在の事務局案は『悪意又は重過失』となっているが、営業秘密よりも広汎なものを含みうるデータに関する取引の安全性を重視し、重過失に対する規制を落して『悪意』に絞るべきであると考え。」というご意見をいただいております。

もう一つご紹介させていただきます。参考資料2という形で、本日ご欠席の春田委員からのご意見でございます。読み上げさせていただきます。

「新たに導入するデータの不正取得等の行為について、概ね事務局（案）に同意いたします。その上で、以下の通り意見を提出させていただきます。

データ提供事業者、データ取得者には大企業だけではなく、ベンチャー企業など多くの中小企業がなりうる。そのため、中小企業の立場からの意見聴取を行うなど、大企業だけでなく中小企業のデータ利活用の促進につながるような観点からの検討も必要である。

働き方が多様化する中で、データの提供・取得などデータを取り扱う行為も多様化しており、具体的にどのような行為が不正取得の行為に該当するのか明確化すべきである。そのためにも、『不正競争防止に関するガイドライン』を策定する際には、行為実態の把握をするとともに、具体事例の提示や行為類型を整理するなど、悪意の無い従業員が罪に問われることがないように、データを取り扱う従業員の理解促進に向けた取り組みをお願いしたい。」というご意見をいただいているところでございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

日本弁理士会からも意見書をいただいておりますので、杉村委員からご紹介をお願いできたらと存じます。

○杉村委員 ありがとうございます。

日本弁理士会におきまして、今回のデータ利活用の促進に向けた制度設計につきまして、多方面から議論を重ねてまいりました。その結果として、このたび意見ペーパーを日本弁理士会から提出をさせていただきました。

現在、日本弁理士会におきましては、各地方で、知財の重要性と企業活動を支える知財の活用とを広める活動をしております。その中で、先ほど日本労働組合総連合会様からのご意見がございましたように、地方のベンチャー企業や中規模の企業が、データの利活用に基づく新たな事業開発について興味があるところと聞いております。私共は、データ提供者とデータ利用者との両方のバランスを図った、データの適切な利活用の促進に貢献できる新しい制度を構築することが重要だと考えております。この両者のバランスを考慮しながら、ビジネスの実態に即したものとなることを前提とし、更に、両者の事業が萎縮しないように配慮した、「適正な利活用の促進」を推進できる制度の創設を行うべきであると考えております。

第1の「保護客体」につきましては、ペーパーに記載させていただいておりますように、今回の事務局案について賛成でございます。先ほど事務局の方からご説明がございましたように、ワーキンググループの設置によりまして、技術的管理性の判断基準やオープンデータとの同一性についての判断基準の明確化をしていただきたいと思います。

第2の「不正競争行為として位置づける行為態様」でございます。データ提供者とデータ利用者、両方の立場の方々から種々のご意見をちょうだいしてございまして、当会内で総合的に検討を重ねました。データは、このインターネット時代におきましては瞬時に、容易に、そして多くの第三者に拡散するという特性がございますので、データの利活用促

進を図る一方で、データ提供業者が回復しがたい損害をこうむる場合もあることも考慮しなければならぬ重要な要素であると思います。

一方で、データの利用業者が既に善意取得したものを使用して企業活動を行っている場合等におきましては、その事業が突然できなくなるというようなことを避けるためにも、「使用」については規制の対象としなくてもよいのではないかという結論になりましたが、「提供」に関しましては、先ほど申し上げました「データの特性」を考慮いたしますと、「使用」とは若干異なり、慎重に検討する必要があるのではないかという結論になりました。このような観点にご配慮いただきながら両者のバランスを図り、先程貴重なプレゼン等をされました会社様のご意見等も考慮いただいて、制度設計をしていただきたいと思います。しております。

また第3の「刑事措置の導入」につきましては、運用の実態を踏まえて規制することが必要な行為類型の態様等を見極めた後に、導入することが望ましいと考えております。

第4の「ガイドライン」につきましては、データ提供業者が経済的な価値があるデータを提供しやすく、データ利用者がデータの利活用を図った事業化の実現を躊躇することがないように、今後設置されるワーキンググループで、「図利加害」、「悪意・重過失」等の具体的な例示を多く提示していただきたいと思います。また今後のデータの利活用の実態を踏まえて、適宜、見直しを行うべきと考えます。

以上が、概要でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、討議に入りたいと思いますが、私の進め方の若干緩さもございまして、あと残すところ30分弱になってしまいました。皆様から一通りご意見いただいて、案のとりまとめのほうを次回から入っていきたいというような、それを踏まえたことをできればしたいと思っておりますので、大変恐縮でございますけれども、あいうえお順に委員の先生方、ということになると相澤先生からになるわけですがけれども、約1分半から2分ということをお願いします。

○相澤委員　　今回の改正は、営業秘密としては保護されない第三者に提供されているデータベースの保護を目的とするものです。この保護は、データの流通と利活用が目的であるということですから、その要件について審議が重ねられてきたところではありますが、保護の客体等についても少し考え方を改めていただいたということは、よかったですと思います。

対象についても、さらに限定をするということも考えられるのではないかと思います。

例えば相当な投資ということも入れるということは考えられるのではないかと思います。ガイドラインについても、今までは、どちらかというと流通の懸念を減少するためにガイドラインを考えるというようなところもあったかと思いますが。反対に、保護の対象を限定していくことについても議論をして、保護のためにガイドラインを考えるという発想の転換をしていただくのもよいのではないかと思います。

それから、先ほど海外の話が出たのですが、これについてはこの小委員会では全く議論をしていません。準拠法等については、ここでは議論しないという了解でよろしいでしょうか。

○諸永室長 準拠法に関しましては、まさに不競法だけの話でない部分がございますので、また改めてよろしくをお願いします。

○岡村委員長 ガイドラインの際に、相澤委員ご指摘の観点につきましては私からも伝えますので、よろしく願いいたします。

では、池村委員。

○池村委員 ありがとうございます。

私、経団連知財委員会の企画部会から出させていただいております、そこから意見書を出させていただくと発言させていただいておりますけれども、本日はまだ準備できていない状況ですので、11月2日の会で改めて出させていただく予定ということ、まず確認させていただきます。

それで、2点だけ意見を述べさせていただきます。1点目は、資料5-2でポンチ絵が描かれておりますけれども、まず正当取得のところ。この図利加害目的については、ずっと議論の対象になってきておりましたけれども、その前提としまして産業界、データの出し手・受け手がいるわけですけれども、出し手のほうは既にもう事業として経験してきていることが多いことから懸念がかなり明確というところがありますが、受け手のほうはまだ、どういったことが起こり得るかというのはわからない状況で、特に図利加害目的ということが、どういったことがその範囲に入るのかというのが明確でないため、この部分で懸念をもたれているところがありますので、今後、検討を慎重にさせていただきたいということがまず1点目です。

2点目は転得者のところです。転得者の使用・提供について⑦、⑧は悪意ということで、ここはだめということは今までも確認しているところですが、⑦'、⑧'、こちらのほうは、例えば、投資が伴うことをいきなりストップしろということになることに対して、かなり

の懸念があります。ですので、契約の範囲内ということにつきましても、契約がどこまで有効かということも不明確ですので、こちらのほうも継続して慎重な検討をお願いしたい。その2点です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

ガイドラインづくりに際しては、経団連からも意見をお聞きするようということから私からも伝えておきますので、ご留意願えればと存じます。

では、大水委員、お願いいたします。

○大水委員　　知的財産協会の大水でございます。実は昨夜、意見書を出させていただいたのですけれども、今日、ぎりぎりで間に合わないということで、その内容を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

これは知的財産協会として出させていただいております。データが重要な役割であるということ、利活用の流通の促進、あるいはデータ活用のコンセンサスができるということは非常に有意義であるというふうに考えておまして、一方で、既存の知的財産権や営業秘密による保護とのバランスをしっかりと考えていく必要、さらに既存の営業の自由を制約することのないように、小さなところから始めて、不具合に応じて規制を適宜見直していくということを考えていただきたいと思います。さらに、グローバルなボーダーレスなビジネス環境において、日本だけが過度の規制を行い、日本企業の足かせとならないような要望も出させていただいております。

前提といたしましては、正しいデータの取引を促進するという、そして悪性の高いデータの取得、利用、提供行為に対する非難ということをしっかりとあらわしていくということは、産業政策上重要であると思っております、ぜひここは賛同させていただきたい。

一方で、当業者がデータの取引に関して想定し得る商慣習というものが成立しているかということについては、現時点では、一般的にはそうまではいえないという状況だと思っております。

さらに、濫用的に行使されて、データの利活用の障害となるような事態が生じないということも含めて配慮をいただきたい。

さらに、グローバルに展開されるデータ利活用についての諸外国の規制とのバランス、こういったところを考えますと、一部においては時期尚早な部分があるような内容ではないかというのが現時点での私どもの認識でございます。

全般につきましては、こういうトーンの中で事務局からいただいているものについて簡

単に申し述べますと、不正取得者Bにつきましては、技術的制限手段のほうの11号、12号とのところで重複のない、つまり11号、12号では規制されていないところがされるようなことにならないような明確化をしていただきたいという懸念はございます。ただし、こういう不正取得者Bについてはしっかり規制をしていくというところは賛成でございます。

次に、正当取得者Cにつきましては、不正取得者Bと同視できるような内容については、これは規制を設けるということは賛成でございます。それがどういうものかというのは、もう少し掘り下げて議論していく必要があるだろうと考えております。

転得者Dにつきましては、取引の安全という要請がさらに強まるということではございますが、同様に悪性の高い転得者Dについて、Bと同視できるようなシチュエーションにおいてはしっかり規制をしていくというところは賛成いたします。一方で、そこまではいかないものというところに対しては、既存の営業の自由との観点、取引の安全という観点で慎重なご配慮をいただきたいというのが私どもの意見でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員　ありがとうございます。

私どものほうは、この法案の今日もご説明ありましたものにつきましては、専門家の方々で議論を詰めていただいたら、その仕上がった結果で結構だと思っております。その上で、前も申し上げましたけれども、今日はたまたま連合の方とか弁理士会のほうからもお話がありましたように、中小企業も関係が深いというようなことをおっしゃっていました。私ども、会員企業のほうにもちょっと聞いております。その感じを申し上げた上で、お願いが2つございます。

1つは、今日の商務情報局のプレゼンテーション、非常によくわかることであって、利活用の促進によって、ビッグデータの活用によって新しいビジネスをということですが、一方ここで議論しておりますのはどうしても規制中心の議論になりますので、ぜひデータの保護と利用のバランスをとるのだということを明確にしていきたいということでもあります。

その理由は、1つは、中小企業のデータベース屋さんが何社かおまして、特許関係の情報を扱ったり、あるいは気象情報とか消費関係の情報も扱ったのがおられますけれども、彼らは、1つは自分たちで公的データを引っ張ってくるというのがある、もう一つは、自分たちで情報を集める。つまりデータの保有者になって、あわせてそれを加工してデータ

提供するという一方で、データの保有者と提供とを両方やっておることがございます。それから、買ってくるデータもあります。そういうビジネスをやっておられるのですけれども、そうなりますと、もちろん自分のつくったデータは保護してほしいのですけれども、あわせて、買ってきたデータが実はだめだったということになったときに、ビジネスに影響が出るというのちょっと心配しておるといようなことがございます。そういう意味でも、保護と利用のバランスをとっていただくということをアピールしていただくのがありがたいなど。

もう一つは、今回は権利ではないのですけれども、例えば特許法とか著作権法では、必ず保護と利用の促進とか利用に留意するとか、そういうものが入っております、このバランスが法律上確保されているというのがございます。これが同じようにアナロジーになるかどうかわかりませんが、そういうことも一つの参考になるのではないかというふうに思っております。

2番目は、データの利用行為の態様について集中的に議論をなさっていますけれども、私ども中小企業の経営者は、この度法律の対象となるデータはどんなデータなのだというイメージをまだつかんでおりませんで、私どもいろいろな情報を集めて提供しておりますけれども、今日は海事協会の情報は非常に役に立つお話だったと思いますけれども、ワーキンググループでぜひそのあたり、さらなる具体性、情報の具体的な例を提供していただきたいということが2点目でございます。その2点ということです。

もう一つ、これは本筋と関係ないのですけれども質問ということで。例えば工場内の生産設備とか、あるいは計測機械、こういうものにデータが生まれてくるわけですね。工場の稼働の情報。それから、そこに生産量が入りますし、設備の停止回数も入りますし、検査ですと、不良品がどれぐらいかとかいうのもわかってくる。こういうのは全部垂れ流しというか、もうどんどん生まれてくるわけですが、それは数量データなのですけれども、それは直ちに生産ノウハウにつながるようなところがございまして、そういうものは今回対象になっているのかどうか。ちょっと私どもまだよく詰めないといけないのですけれども、そういうものが今回保護されるということかどうか。それが外部に出ていったときに競争法上の問題がちょっとあると思っておりますけれども、この関係で何かあるかどうか。今日でなくても結構ですので、いつか教えていただければということです。

以上です。

○諸永室長 多分、今回のものの要件を満たせば当たると思います。ただ多くの場合、相対でやっているものというのは、ノウハウが詰まっていると、営業秘密として引き続き管理というところが大きいのかなと思っています。

○久貝委員 おっしゃる営業秘密で守る、保護されるべきだというのはそうなのですが、私ども、この前の調査によれば、中小企業の営業秘密の保護の対応は非常におくれているということがありまして、それが生データまでいきますとさらに厳しいなということがございます。これは全く本筋と違う話かもしれませんので、今日はこれまでにしておきます。ありがとうございました。

○諸永室長 恐らく営業秘密として守るべきものと、今回誰かと共有するものという対象は違うと思いますので、どっちでやるのかというところ。

○岡村委員長 では、続きまして河野委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。

事務局資料の記載内容について、少し確認をさせていただきながら意見を述べさせていただきます。

まず、保護の客体なのですが、データとされていますけれども、これは情報と読みかえてもいいような広い概念かと思いますが、例えば映画とか放送番組、音楽のようないわゆるコンテンツといわれているようなものは、このデータに含まれるのでしょうか。

○諸永室長 要件を満たせば含まれると思いますが、放送という言葉で交信、送信とかなんてという外れるものも多いかなと思います。

○河野委員 ありがとうございます。

同じく保護客体に関してですけれども、技術的管理性のところに、「(Aとの契約で想定された者以外の第三者による使用・提供を制限する旨の意思)を確認できる」管理技術が施されているデータであること、というふうに書かれています。この理解というのは、多分契約関係があって、その契約している人以外の人は使ってはいけないですよという意思表示としてかかっている。技術的制限手段でいうと、12号のようなものが想定されているというふうに理解をしております。逆の言い方をすれば、技術的制限手段の11号で想定されているようなものは、今回の保護対象の客体には入らないという理解でよろしいでしょうか。

○諸永室長 そうだと思います。そして、まさにアクセスコントロールのようなところで、権利のある人に届けるための制限というふうなところを想定している。

○河野委員 長くなって恐縮なのですが、次は、不正取得の類型に関するところになります。ここで管理侵害とされるものの中に以下のようなものが含まれますかというご質問ですが、今までのお話を前提にすると、例えば有料放送の受信契約をしていない人が、何らかの方法で有料放送にかかっている限定受信のためのCASを外して視聴するというような行為は、この規制の対象になるのでしょうか。

○諸永室長 今のお答えだとすると、要件を満たせば当たると思います、客体として。

○河野委員 わかりました。

これで意見を述べて終わりです。そういうことだとすると、今日冒頭にご説明をいただいたConnected Industriesの9ページの2-2.にイメージ図があったかと思うのですが、そこでその資料をごらんになった方が受けるイメージと、今回我々が検討しているものというのが、随分乖離をしているのではないかという印象を受けました。よって、さらに客体や行為態様について、このイメージ、この法目的に照らして絞っていく必要があるのではないかという意見を持ちました。

以上です。

○岡村委員長 具体的にどういうお話になるのかということですが、いかがですか。だって、より絞れといわれましても、もう中間報告からもかなり時間もありますし、それから、物すごいスピードで何回も進めてきましたので。

○河野委員 例えば同じ暗号技術を使っているものの中でも、技術的管理をかけている目的で絞るやり方もあると思いますし、あるいはほかの法律で規制されているところについては、できるだけ重疊的に規制をしないという考え方もあると思います。さらにいえば技術的管理のところ、例えば今日いただいたご意見でも、IDとパスワードで管理しているようなもの、あるいは専用回線で管理しているようなものといったお話がほとんどだったというふうに理解をしているので、それだけに限って規制をするなど。そうすると何か困ることがあるのかといった絞り込みもあるかと思えます。

○岡村委員長 また詳しいことをお聞かせいただけますでしょうか。というのは、宮島委員がそろそろ途中退室されなければいけないというご予定なので、先にまず。

○宮島委員 おくれて来たのに申しわけありません。今日、ちょっと大きなニュースが動いておりまして失礼いたします。

繰り返して申し上げますように、今回の法改正に関しましては、とにかくデータの利活

用を進めたいということを出し、普通にやっていたら大丈夫だということの説明に対してもしっかりしながら規制をかけるということで進めれば、そんなに誤解はないのではないかと思います。特にワーキンググループでガイドラインを示すということに関しては、それが非常に明確な形になることを期待しております。

また、規制が起こることでもそもそも従業員教育をしなければいけないというふうなプレッシャーが起こることに関しては、そのワーキンググループでも外でもいいですけども、企業に、最低限このぐらいのことを社員に説明したら普通は大丈夫なのだよというような基準をわかりやすく簡単に示すということで、何とかなるのではないかと思います。

具体的にBとCとDに関してどういうふうな扱いをするかということですが、その3つに関して、悪意のあるものが存在し得る形であるということは明らかだと思いますので、絞りながらであっても、その3つの要素の悪意のあるものに関してはちゃんと取り締まるという前提で法律を構成するべきだというふうに思います。それぞれについて賛否はあると思いますが、抑制的に対象を限定しながらも、この3つに関してちゃんと目配りをする必要があると思います。

さらに実際問題としては、これをやってみたときに、どのぐらいのデータ利活用の萎縮効果があるかというようなことはわからない部分もありますので、法律を組み立てる中で、これを入れた結果をちゃんと見直し、その見直した結果について規制そのものを柔軟に見直していくということをちゃんと付言することによって、大きな誤解というか、非常に厳しくなるのではないかと、データがやりにくくなるのではないかとというふうに思われたいような形で進めていただければいいかと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、順番戻りまして、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員　時間もないので、手短に。結論から申しますと、事務局案に賛成ということです。

もともとこれは、データ利活用を促進して、社会をもっとよくしていこうと、そのために、もつ側と使う側のバランスをきちんととっていきましょう、ということだと思います。それに関してのバランスのとり方について、通常の経済活動、ビジネス行為をやっている限りにおいては起こらないような、悪意をもったような行為は規制しましょう、それ以外

のところはビジネスの中でフリーにやってください、というところでバランスをとっていると理解していますので、それについては賛成するということでございます。

1つ、不競法の議論をしていますので、皆さんの意見はでは、どうしても規制、規制、規制という視点で出てきてしまいますので、メディアというか外へ発言するときには、そういう悪いものは規制する、普通は規制しないのだ、というようなメッセージをしっかりと出していただければいいなというふうに思います。

以上です。

○岡村委員長 大変大切な視点だと思います。ありがとうございます。

では、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 1点だけコメントいたします。この5-1だと、1ページのところの保護客体のところを検討すべきだご指摘したところ、ちゃんと案を考えてきなさいということだったので、考えてまいりました。この下の四角囲いの左側を順番に並べてみていくと、まず有用であり、かつ技術的管理のもとで外部提供されている。この次、「データ」が入るのが今の素案だと思うのですが、私は、「電子情報の集合物」というのを提案したいと思います。この「データ」のかわりに「電子情報の集合物」ということと、ちょっと細かい話になるのですが、「～の全部または有用な一部」になるのではないかと思います。

もう一度申しますと、有用であり、かつ技術的管理のもとで外部提供されている電子情報の集合物の全部または有用な一部。あとは取得行為とか使用行為とかいろいろついていくと思うのですが、客体の面ではこれだけの限定は少なくとも要るのではないかというのが私のコメントです。

以上です。

○岡村委員長 では、それはまた改めて事務局のほうから詳細をお聞きするようなことになろうかと存じますので、そのときはよろしくお願いします。

では、杉村委員、何かつけ加えることがあれば。

○杉村委員 1点だけ申し上げさせていただきます。転得者の箇所のイにつきましては、先ほど申し上げましたことにご配慮をいただいた制度設計をおこなっていただきたいと思っております。以上です。

○長澤委員 スライド1の「改正の趣旨」のところですが、これは、規制を強化すればデータの流通は促進されるというふうに読めてしまうような気がします。近藤委員もそう

ですが、いろいろな委員の方がバランスをとりましょうとおっしゃったのですが、データの規制を強化すると、Aは安心で、C、Dは不安になるわけです。その逆に緩くすると、Aは不安になって、C、Dは安心するわけです。そのバランスなので、そこをうまく書いていただきたいというのが1つリクエストです。

それから、かねてより図利加害目的、悪意のことについてはなかなか明確にならなくて、私も諸永室長と何度も話をしたと思うのですが、ワーキンググループで明確化を検討することは大賛成です。ただ、明確に本当にならない場合は、正当取得者とか善意の取得者については規制すべきではないと思っています。ただ、明確にできるものであれば構わないと思います。

例えば一例だけ申し上げますと、正当取得者であっても、正当ではないということがわかったときにAとの話し合いを拒否した場合、これは明らかに悪意なのですね。契約違反が事後悪意というのは行き過ぎで、そのときは契約違反でも、例えばAとは真摯に話をするとか、必要な条件とかライセンス料は話し合うという意味を示した場合は、これは不競法で罰したり規制するべきではない。でも、話し合いも拒否してしまった場合というのは、やはり問題であると思います。これは、一例です。このような類型を検討していただければと思います。

あと、最後に考えていただいたスライド3の「データの不正使用により生じた物で、元データが認識できないものは、」データに含まれないと、対象にしないということで、例えば、我々もAIのデータセットをつくるときに、90%正当取得していて、たまたまその中に1個ごみが紛れてしまったばかりにデータセットが使えない、これは行き過ぎだなという意味では賛成します。ただ、法あれば対応ありという話があるので、9割以上が不正取得した、わずかに一部だけ正当なもので原型をとどめないようにすることを考える人が出てきたらどうしようかというのも、ぜひワーキンググループで検討していただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 野口委員、お願いします。

○野口委員 ありがとうございます。

手短かに申し上げます。まず1点は、事務局と認識は一致していると思うのですが、明確化のために申し上げますと、この外部提供というのは、あくまでも広く頒布するかどうか、従来営業秘密等で考えられていたようなNDAをもとに委託者に対して開示すると

というようなものは、この外部提供に含まないということをぜひ明確にしていいただければと思っております。

あとは、河野委員が先ほどちょっと言及されていらっしゃいましたけれども、実質対象となるデータは本当に何でも外部提供がされていて、技術的保護手段というか技術管理性があれば何でも入るということで、そうしますと、2条1項の11号、12号を議論したときに、実際に技術的保護手段を回避して自己使用するユーザーのようなものは規制されないというようなことが、今回のもので規制の対象になし崩し的に入ってしまうというようなことが本当に正しいのかというような問題意識がございますので、その点については明確に対処を考えていただきたいと思っております。

関連をしまして、Bの①、②の取得の使用の部分ですけれども、この点は、正当な目的で取得をしたり使用したりするような場合は、例えば具体例を挙げさせていただきますと、セキュリティの研究であるとか、暗号の研究であるとか、については除外されるように明示していただければと思っております。現在米国では、著作権の文脈ではございますけれどもDMCAの例外規定の見直しというものが行われておりまして、本年の6月28日にアメリカのほうでも報告書が出ております。米国著作権では、先程申し上げましたような暗号研究やセキュリティ研究などは、もう既に例外規定は入っているのですけれども、今入っている範囲では狭過ぎるということで、拡大しなければいけないというような議論もございまして、それに含めて、例えば視聴覚に障害のある方が情報にアクセスするために必要なサービスを展開するという限りでは、こういうようなある程度データを回避するような行為も正当化すべきだというようなことも、新しく例外規定を設けるほうが良いというような意見もあつたりしますので、その辺は、全体的な社会福祉ですとか産業とかの観点も含めて適切な例外規定を設定していただければと思っております。後ほど、事務局にまた情報は送らせていただければと思っております。

あとは、C、Dに関しましては、かなり事務局のほうでバランスをとる形でご提案をいただいておりますので、大きな方向性としては賛成をしたいと思います。まさに図利加害目的、著しい信義則違反の対応でというようなことを書いてはいただいておりますけれども、これは条文には書かないで、あくまでも我々の説明のためにここに入れているというようなご説明をいただいておりますけれども、それは本当にガイドライン等で明確になるのかということころは、ガイドラインの位置づけも含めて、ぜひ今後も議論を続けていきたいというふうに思っております。

あと、田村先生のほうで、重過失を外したほうがいいのではないかと、より慎重な観点で始めたほうがいいのではないかとのご意見をいただいておりますので、その点は私も賛成したいと思います。

以上です。

○岡村委員長　では、林委員、お願いします。

○林委員　ありがとうございます。

私も法廷のため、本当にお尻のほうで参加になりましたので、まとめた意見は次回にさせていただきますと思います。

ただ、経団連、知財協を初め、また長澤委員からも、取引安全の観点からと存じますが、差止めの対象、損害賠償ではなくて差止請求権を認めるという話ですから、その対象となる行為態様が明確にならない限り、そこは慎重に考えるべきではないかというご意見をいただいていると思います。これは、正当取得ルートについての事務局のご提案が、「著しい信義則違反の態様」という、差止対象となる行為態様が何ら特定されていないままでご提案されていることとも関係していると思います。特に正当取得ルートの差止対象となる行為態様の明確化については、決してワーキンググループの議論により、ガイドラインでその内容を決めれば、法律は抽象的なもので足りるという話ではないと思っております。

Connected Industriesの中でデータ流通を進めるという大方針のもと、先ほどのスライドを拝見しますと、全部がデータ流通促進に向けた政策の中で、この件、不競法小委で議論しているこのデータ取引規制の件だけが、一つ異質なものが紛れ込んでいます。といたしますのは、こういう不正競争防止法による差止請求権の規制がないと、安心してデータを出せないということが書き込まれています。しかしながら、どこの国をみてもまだこんな規制はありません。しかし、各国ではもうデータは流通しています。日本はむしろデータ流通の点では遅れています。そのことも考えた上で、法律においてしっかりと差止請求権の対象を明確化するプロセスを踏むべきだと思います。

以上です。

○岡村委員長　一言だけ申し上げておきますと、6月1日に施行された中国サイバーセキュリティ法は、刑罰つきで厳格な内容です。それだけ申し上げておきます。

○林委員　先生、サイバーセキュリティの話であれば、それはそういうアプローチになると思います。

以上です。

○岡村委員長　　では、水越委員、お願いします。

○水越委員　　ありがとうございます。

資料5-1につきましては、今までの議論の点をいろいろ書き込んでいただいております。良くなっていると考えます。ワーキングも設置するということですので、ぜひ具体化していただきたいと思います。やはり一番センシティブなところは、何度か出ましたけれども、転得者のところで、恐らく千差万別な事例があり得ると思います。

重過失については田村委員からも懸念が示されているところですが、取引上の慣行が現時点ではないので、今までのように、判例で、取引上の慣行に照らすと非常に不注意であった、そういうことは誰でもわかる、そんな貴重なデータを持っているはずはない、という判断がつかえません。それで、非常に分かりにくいのではないかと心配しております。例えばDの事後的悪意については、警告書の到達等の事情に鑑みて判断というようなメルクマールを加えていただいておりますけれども、やはりこの重過失というところも、例えば社会でそのことが大きく報じられているとか、何かメルクマールがあったほうが良いのではないかと思います。

悪意に転じた後の提供の問題ですけれども、そちらもやはりかなり千差万別な事例があり得て、悪意に転じた後に積極的に図利加害目的で海外に売っていく者が出たら、差し止めが必要かもしれませんし、通常のビジネス上でしたらそこまで不要ということがありますので、ここも詳細化していただければと思います。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

では、最後、矢口委員お願いいたします。

○矢口委員　　個人的に事務局案に特に異論ございませんが、1点だけ。オープンデータの話なので、けれども、「オープンデータと同一である場合を除く」ということに関して、本来は規制の対象なんでしょうが、違法性がないという理由等でこのようになっていると思うのですが、その場合に、オープンデータと同一というのをどのように判断するのかという問題があります。実務的に考えますと、完全に同一という場合は少ない気がしますので、「同一」をどのように判断するのかは明確にしていきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

時間が押してしましまして、次のご予定もおありの方が多いのではなかろうかと思っておりますけれども、本日の事務局案に対するご意見との関係で、完全な全会一致というのはなか

なか難しゅうございますけれども、ある程度は多数意見はみえてきたような気がいたします。また、ワーキンググループで具体化ということについても、先ほどご同意をいただいたところでございます。それを踏まえまして、今後のスケジュールについて、最後に事務局からご説明をお願いします。

○諸永室長　　本日も、長時間ご審議をありがとうございました。そしてプレゼンターのお三方、本日はありがとうございました。

　　今回のスケジュールでございますが、また来週に行います。11月2日木曜日、時間は、本日より16時から18時で行わせていただきたいと思います。また、今日のご意見を踏まえながらとりまとめに向けた素案などもつくってまいりますので、ぜひこの2日前の間に、委員の方々にはご相談させていただきたいと思っています。本日はありがとうございました。

○岡村委員長　　それでは、以上をもちまして産業構造審議会不正競争防止法小委員会の第6回会合を閉会とさせていただきます。本日は長時間のご審議、どうもありがとうございました。

——了——